

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長年培ってきた“ものづくり”への取り組みを強化し、経営スピードアップと質の向上を図るため、企業を取り巻くステークホルダーとの適切な協働に努めて、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出、向上が重要だと考えております。

当社が掲げる「社是」、「企業理念」、「ビジョン」に基づき、農作業機メーカーとして日本農業の近代化に貢献していくことはもとより、グローバル化に対応して、企業経営の健全性、効率性、透明性及び機動性をより向上させるべくコーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実に向けて取り組んでおります。

株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、企業の透明性を今後も高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

[原則1-2 株主総会における権利行使]

(補充原則1-2-5 機関投資家等による代理議決権行使の希望)

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主としておりますため、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合においては、これを認めておりません。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、アセットオーナーとしての機能を発揮できるまで企業年金の専門性を持った人材を確保できておりませんので、今後の課題といたします。

[原則4-3 取締役の役割・責務(3)]

(補充原則4-3-2 CEOの選任手続き)

当社は、CEOの資質として、ガバナンス改革の実効性が確保され、会社の目標や価値観が形式的でなく当社の持続的な企業価値の向上につながり、企業文化として定着している継続的な事業活動と一致している事が極めて重要であると認識しております。その認識のもと、取締役会は、CEOの候補者の選任に関して、十分な審議をし、積極的に関与していく方針であり、客観性・適時性・透明性ある手続きの体制を構築していきます。

[原則4-10 任意の仕組みの活用]

(補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の関与・助言)

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬など特に重要な事項に関する検討に当たり、事前に監査等委員の意見を聴取したうえで審議を行うこととしており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化をはかっており、このことから、現行のしくみで適切に機能していると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、持続的な成長と社会的、経済的な価値を高め、取引先及び地域社会との良好な関係を構築し事業の円滑な推進を図るため、「ものづくり」関係の協力強化、「営業取引関係の拡大」、「円滑な金融取引の維持」等、事業の遂行及び資金調達の各領域において多様な取引先との信頼・協力関係を強化する観点から、事業上の関係や事業戦略等を総合的に勘案して、政策保有株式を保有しております。

また、その保有の意義が薄れたと考えられ、保有が相当でないと判断される場合、縮減していくことを基本方針としており、各事業年度の四半期単位をもって、取締役会で個別銘柄ごとに保有目的が適切か、取引状況、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を総合的に勘案した上で、保有の適否を検証しております。その検証の結果、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上等に資すると認められず、相手先企業との十分な対話においても保有の意義が十分でないと判断される場合は、適宜縮減してまいります。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件の妥当性が確保されているか等に特に留意して行う方針であります。また、全役員に関連当事者取引の有無に関する申告を義務付けております。関連当事者との取引を開始する場合には、管理本部が関連当事者の属性、取引条件の妥当性及び当該取引の合理性(事業上の必要性)等について確認し、適正性を確保したうえで、取締役会の承認決議のもと実施する体制としております。

[原則3-1 情報開示の充実]

() 企業理念、企業ビジョン、中期経営計画等を当社ウェブサイトに掲載しております。

() コーポレート・ガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

() 当社の取締役の報酬は、本報告書の「1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

() 役員候補者の選定は、役員選任要領に定められた役員候補の選定基準に基づいて代表取締役社長がその基準を満たす候補者の「取締役の選任チェックリスト」を作成し、監査等委員会の意見醸成に伴う答申を受けた上、取締役会で決定するものです。また、解任については、役員選任要領に定められた役員心得にそぐわない行為、禁止事項及び機密保持事項に抵触する行為があった場合は、辞任勧告または解任を行うこととし、役員の解任は、取締役会の承認を得て、株主総会の決議により、監査等委員の解任は、会社法に従い株主総会の特別決議によります。

() 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の選任理由については株主総会招集通知に記載しており、社外取締役の選任理由

については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。また、取締役の解任の事由については役員選退任要領に規定しており、取締役会において十分な審議を尽くしたうえで決議することとします。

[原則 4 - 1 取締役会の役割・責務(1)]

(補充原則 4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲)

当社は、取締役会規則、取締役会付議基準、組織規定、経営組織図、業務分掌規定及び職務権限規定等を定めており、意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

[原則 4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所が定める基準をもとに、同様の基準で取締役会において審議検討し独立社外取締役を3名選定しております。

[原則 4 - 11 取締役会の実効性確保のための前提条件]

(補充原則 4 - 11 - 1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

役員候補者の選定は、役員選退任要領に定められた役員候補の選定基準に基づいて代表取締役社長がその基準を満たす候補者の「取締役の選任チェックリスト」を作成し、監査等委員会の意見醸成に伴う答申を受けた上、取締役会で決定しており、株主総会の取締役選任議案の参考書類に取締役候補者とした理由を記載しております。

(補充原則 4 - 11 - 2 取締役の兼任状況)

当社は、監査等委員である社外取締役を除く取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を社内規定にて定めております。また、取締役の兼職状況を毎年定時株主総会の事業報告において開示を行っております。

(補充原則 4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社は、取締役会に期待されている機能が適切に果たされているかを検証し、その向上を図っていくために、毎事業年度末日以後、実効性評価アンケートを実施し、分析及び論点の抽出を行い、その上で取締役会により最終的な実効性評価の審議を行います。アンケート項目(大項目)は、第1部 取締役会の構成(選択欄+自由記入)、第2部 取締役会の運営状況(選択欄+自由記入)、第3部 取締役会の議題(選択欄+自由記入)、第4部 取締役会を支える体制(選択欄+自由記入)とし、上記の大項目の下に詳細な小項目を設けて多面的な調査を行います。また、実効性評価アンケートは、毎年の継続的な測定が可能なように、一定の質問項目については毎回同じにする一方で、評価の質を高めるために、質問項目の見直しを毎年行うとともに、自由記入欄に、アンケート項目にとらわれず多様な意見や提言をご記入するようにしています。

[原則 4 - 14 取締役のトレーニング]

(補充原則 4 - 14 - 2 取締役に対するトレーニングの方針)

取締役に対するトレーニングの方針については、取締役が自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしております。これは、業務上必要な知識の習得等のため、また時代の変化に応じた知識や情報を得ることで、当社の企業価値向上に寄与できることを目的としております。

[原則 5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、管理本部をIR担当部署とし、株主からの対話の依頼に対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応しております。株主や投資家に対して決算説明会を年3回開催しており、説明会会場にお越しになれない株主・投資家に対し当社ホームページにその決算説明会資料を掲載しております。また、名古屋証券取引所主催のIRセミナーにも参加し株主・投資家にたいして、当社に対する理解度向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
タカキタ持株会	1,832,200	15.86
タナシン電機株式会社	695,000	6.02
株式会社クボタ	660,000	5.71
株式会社南都銀行	569,000	4.93
株式会社第三銀行	500,000	4.33
タカキタ従業員持株会	448,400	3.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	437,900	3.79
三井住友信託銀行株式会社	400,000	3.46
ヤンマーアグリ株式会社	380,000	3.29
井関農機株式会社	300,000	2.60

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桐越 昌彦	他の会社の出身者											
沖 恒弘	公認会計士											
服部 永次	その他								○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桐越 昌彦	○	○	桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の取締役であります。当社は1986年12月にタナシン電機株式会社と電器音響事業に関する基本契約書を締結し、電器音響機器のメカニズムとこれに関連する部品の国内調達の事業を展開してまいりましたが、2009年3月31日をもって電器音響事業に関する基本契約を解消し、電器音響事業を撤退したため、以後は一切の取引関係がありません。よって、当社は同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。	桐越昌彦氏は、タナシン電機株式会社の業務執行者として豊富な経験や幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行して下さるものと判断したため、選任しております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

沖 恒弘	○	○	沖恒弘氏は、有限責任あずさ監査法人のパートナーでしたが2015年6月に退任し、以後個人事務所を運営していますが、当社及び同法人との取引関係は一切ございません。また、当社は有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任しており、取引関係があります。	沖恒弘氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、監査等委員でない取締役の業務執行について、より客観的視点での監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したため、選任しております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
服部 永次	○	○	服部永次氏は、当社の主要な借入先であります株式会社南都銀行の取締役を1998年6月から2002年6月まで務めておりました。当社は同氏が同行の取締役を退任して18年以上経過していることから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれはないものと判断しております。なお、当社の本届出直近事業年度末時点における同行からの借入額は30百万円であります。また、同氏は2004年以降ははっとり社会保険労務士事務所を運営しております。当社ははっとり社会保険労務士事務所から、顧問契約等に基づき専門的な助言を受けておりましたが、同事務所が当社から収受している対価の合計額は、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、十分に独立性を有していると判断しております。また、2020年6月29日の就任以降、同事務所は当社から対価を収受しておりません。	服部永次氏は、長年従事した金融機関で培った財務および会計に関する知見と社会保険労務士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、監査等委員でない取締役の業務執行について、より客観的視点での監査・監督、ならびに当社の経営意思決定の健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると判断したため、選任しております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査室と連携して監査を実施すること、また、監査等委員のうち社内取締役1名が常勤することから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。

なお、当社の「内部統制に関する基本方針」に基づき、監査等委員会は、監査等に従事する使用人に対して、監査業務に必要な事項を指示することができるものとしております。また、監査等委員会より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、監査等委員の指揮に従って職務を遂行し、取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性を確保するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、必要の都度情報交換の機会を設けるとともに、内部監査室が行った内部監査の結果報告を受け、監査上の問題点等を共有いたします。また、監査等委員会は、会計監査人との協議の機会を設けて、情報交換・意見交換を行うとともに監査報告、監査計画等を確認し、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。

監査等委員会監査については、常勤の監査等委員である取締役が中心となり取締役会、経営企画会議には全て出席する他、各種委員会、その他会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行について監視しております。また、取締役からの聴取や重要な決裁書類等の閲覧を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の職務執行について厳格な監督、監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度の導入については、2016年6月29日開催の第72回定時株主総会において決議されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して、その報酬と株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役報酬額とは別枠の報酬として、年額16,500千円以内の範囲で、株式報酬型ストックオプションを付与することとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2020年4月1日から2021年3月31日までに取締役に対して支払った報酬等の額は、以下のとおりであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）6名：63,208千円

取締役（監査等委員）4名：16,525千円（うち社外取締役3名分6,150千円）

役員報酬等の総額：79,733千円

上記の役員報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る費用計上として、監査等委員であるものを除く取締役5名に対する11,000千円が含まれております。

なお、支給人員及び報酬等の総額には、2020年6月29日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く。）1名を含んでおります。また、当該退任取締役1名に対し業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等である退職慰労金1,640千円を支給しております。退職慰労金につきましては、2008年6月27日開催の定時株主総会において、退任取締役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件が決議され、その支給時期については、各取締役の退任の時とすることを決議しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について監査等委員会へ諮問し、答申をうけております。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、定められた役員報酬要領（役員報酬基準）に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案に対し、監査等委員会がその原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っており、取締役会も監査等委員会からの答申が反映されていることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議の上、固定報酬を決定し、代表取締役に報告します。

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社は取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関して「経営感覚に優れ、企業方針を実践する優秀な人材を確保できる、競争力のある報酬体系」「短期及び長期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系」「株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たせる透明性、公正性、合理性の高い報酬体系」を方針として定めております。

b. 基本報酬（固定報酬）に関する方針

経営監督・業務執行を担う職務に対する対価として固定報酬を支給しております。

c. 業績連動報酬等（変動報酬）に関する方針

短期および中期の企業業績との連動性を重視し、持続的な企業価値向上を動機付ける報酬体系とすることを目的として、一定期間における業績の達成度、変化度を評価して変動報酬を支給しております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役報酬は、基本報酬としての固定報酬と業績に係る変動報酬の割合を概ね8:2とし、さらに変動報酬を「業績評価」と「業績連動」に区分し評価、決定しております。

「業績評価」は、経営管理に対する活動について、事業計画に対する売上高、営業利益、営業利益率、ROEの達成度により評価する「全体的活動評価」と担当部門における部門管理、計数管理等により評価する「担当部門活動評価」により構成されます。

「業績連動」は一定期間の売上高、当期純利益から算出した掛率により評価されます。

e. 非金銭報酬等に関する方針

報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高める報酬体系とすることを方針とし、株式報酬型ストックオプションを支給しております。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給しております。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では、a～eの方針を踏まえ、役員報酬要領および役員報酬基準に基づき代表取締役が作成した取締役報酬案について、透明性および客観性を確保するため監査等委員会の答申を受けた上で、取締役会で決定しております。

h. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社では2015年6月26日開催の定時株主総会において監査等委員を除く取締役の金銭報酬限度額を月額6,700千円以内(使用人部分を除く。)と決議しております。

なお、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2016年6月29日開催の定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額16,500千円以内、新株予約権数の上限を年330個以内、各新株予約権の目的である株式の数を100株(監査等委員および社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員および社外取締役を除く)の員数は5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対する各種情報の伝達は、管理本部で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社の機関として会社法に規定する取締役会および監査等委員会を設置して、取締役会の職務執行に対する監督機能をより強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実と企業価値の向上を図り、経営の透明性と機動性の向上を目指し、監査等委員以外の取締役5名及び監査等委員である取締役4名を選任しております。

また、次の各機関を相互に連携させることで、経営に対する監査・監督を確保しております。

(取締役会)

取締役会は、定例で毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営方針等に関する決定及び経営に関する重要事項の審議・決定を行うとともに、取締役の職務執行の状況を監督しております。

(監査等委員会)

当社の監査等委員である取締役は4名(常勤1名、非常勤3名)で構成され、うち3名が社外取締役であります。監査等委員会は公正、客観的な監査を行うことを目的に原則として毎月開催しております。監査等委員は全ての取締役会に出席し、監査等委員以外の取締役の職務執行を監督するとともに、会計監査人との相互連携により、監査の実効性の充実を図っております。

(経営企画会議)

経営企画会議は原則として毎月開催しており、経営方針に基づいた業務執行の企画、立案を行い、各部門における具体的施策の進捗状況を管理し、業務上の諸課題について総合的に検討し、方向性を決定しております。

(内部監査及び監査等委員会監査)

内部監査については、社長直轄の内部監査室(1名)が各事業部門の業務監査ならびに内部統制システムの整備状況を監査しており、内部統制システムの充実を図っております。

監査等委員会監査については、期初に策定する監査方針及び職務分担に基づき、常勤監査等委員が取締役会の他、各種重要会議への出席、重要な書類の閲覧、期末決算監査等を担っております。また、取締役会に対する牽制機能を果たすため監査等委員4名のうち3名を社外取締役とすることで、経営への監査機能を強化しており、社外取締役は公正、客観的な監査を行うことを目的に原則毎月開催される取締役会等限定的な重要な会議と監査等委員会に出席し、常勤の監査等委員と情報共有を行い、外部からの客観的、中立的な視点から職務執行の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

さらに、監査等委員は内部監査室及び会計監査人との協議の機会を設けて、情報交換・意見交換を行い、相互連携のもと重複を避けた効率的な監査に努めております。

(会計監査)

当社は、有限責任 ずさ監査法人と監査契約を締結しており、会社法に基づく計算書類等監査、金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は岩田国良氏と大橋敦司氏であります。また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、会計士試験合格者等2名、その他11名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、従来から、業務執行の健全性及び透明性の向上を目的として、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ってまいりましたが、取締役会の職務執行に対する監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)が、2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年6月に社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社の社外取締役は3名で、いずれも監査等委員であります。

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員4名のうち3名を社外取締役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えられており、社外取締役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に保たれると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月21日開催の第77回定時株主総会招集通知につきましては、法定期日より5日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第77回定時株主総会は、2021年6月21日(月)に開催いたします。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性を向上させるため、第77回定時株主総会より書面による議決権行使に加えて、電磁的方法(インターネット)による議決権の行使を可能としております。
招集通知(要約)の英文での提供	第77回定時株主総会より要約した英文の招集通知を作成し、TDnetおよび当社ウェブサイトにおいて招集通知発送日以前に開示しております。 (ご参考) 2021年6月21日開催の第77回定時株主総会英文招集通知(要約)の公表日は、2021年5月28日であります。
その他	招集通知を当社ウェブサイトに掲載しております。 招集通知のウェブサイト掲載は、発送日の4日前に行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、個人投資家向けに会社説明会を開催しております。説明は社長自ら行うこととしております。また、名古屋証券取引所主催のIRセミナー(名証IRエキスポ)にも参加し、株主・投資家に対して当社に対する理解度向上に努めております。 なお、2020年度の名証IRエキスポは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となりました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。説明は社長自ら行うこととしております。決算説明会で使用したプレゼンテーション資料は、当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知、その他適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において「内部統制に関する基本方針」を決議しており、会社法及び会社法施行規則に基づいて、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. 「コンプライアンス憲章」、「コンプライアンス規定」をコンプライアンス体制の基本とし、コンプライアンス委員会を設け、教育・研修等を通じて全員に周知、徹底を図っております。
2. コンプライアンスに係る通報体制として、「内部通報に関する規定」に基づき運用しております。
3. コンプライアンス状況について、「内部監査規定」に基づき、内部監査室が監査するものとし、監査結果を社長および監査等委員会に報告しております。
4. 取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したときは、遅滞なく内部監査室または監査等委員会に報告することとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規則」および「文書管理規定」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に保存管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

管理本部がリスクの総合管理を行い、「リスク管理規定」「与信管理規定」に基づき、リスクの洗い出し・評価を実施し、報告および対策を適切に講じることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規則」「業務分掌規定」「職務権限規定」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、重要事項については、「常務会規則」に基づき常務会において多面的な検討をしております。

(5) 当社および関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、子会社および関連会社(以下「関係会社」という)に対する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し、企業集団として事業目的の遂行とグループ内で成長することを目的として、「関係会社管理規定」を制定しております。
2. 当社と関係会社との間における不正な取引や会計処理を防止するため、当社において指導および内部統制に関する対応支援を行っております。
3. 当社が関係会社に対し行う管理、指導、育成の基本事項は、「関係会社管理規定」に基づき当社管理本部が関係会社の経営内容を的確に把握するための財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を求めています。また、関係会社の取締役等が効率的な業務遂行およびコンプライアンス体制の構築ができるよう、必要に応じて指導・助言を行っております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査等委員会は、監査等に従事する使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。
2. 監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査等委員の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査等委員会の意見を聴取し、取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性を確保しております。

(7) 取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制

1. 取締役(監査等委員であるものを除く。)は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況を報告しております。
2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人は、「監査等委員会規則」の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。

(8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役(監査等委員であるものを除く。)および使用人は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、社内規定等において当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。

(9) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)、当該費用または債務を処理することとしております。
2. 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、その費用を負担することとしております。
3. 代表取締役および取締役(監査等委員であるものを除く。)は、監査等委員会と定期的に会合をもち、会社の対処すべき課題や監査上の重要課題等について積極的に意見交換をしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

「反社会的勢力対策規定」および「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を遮断し、反社会的勢力排除に向けて、警察や企業防衛対策協議会等の専門機関と連携し情報収集をしております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(基本方針)

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動を阻害するあらゆる反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととしております。

(整備状況)

上記の基本方針は、当社「コンプライアンス規定」に明記し、社内の周知を図るとともに、当社「コンプライアンスハンドブック」に反社会的勢力への対応について掲載し、全社員へ配布することにより徹底を図っております。

また、管理本部を対応部署として、平素から所轄の警察署や三重県企業防衛対策協議会等の外部専門機関と連携、情報収集を行を行うとともに、「反社会的勢力対策規定」ならびに「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、継続して社員の教育・啓発等を通じて反社会的勢力に対する体制の整備、強化を図ってまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、投資者に対し、投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することに努め、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱います。

1. 適時開示担当組織の状況

- (1) 情報取扱責任者 管理本部長 中坊 督
- (2) 情報開示担当部門名 管理本部

2. 社内体制と開示の流れ

(1) 「決定事実」に関する事項

情報取扱責任者のもと、情報開示担当部門が取締役会において決議を要する各議案について、開示の必要性を事前に検討し、開示が必要な場合は、代表取締役社長に報告の後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行う。

(2) 「発生事実」に関する事項

情報取扱責任者は、取締役会および経営企画会議に出席し、開示事項に該当する可能性がある事実の早期把握に努める。

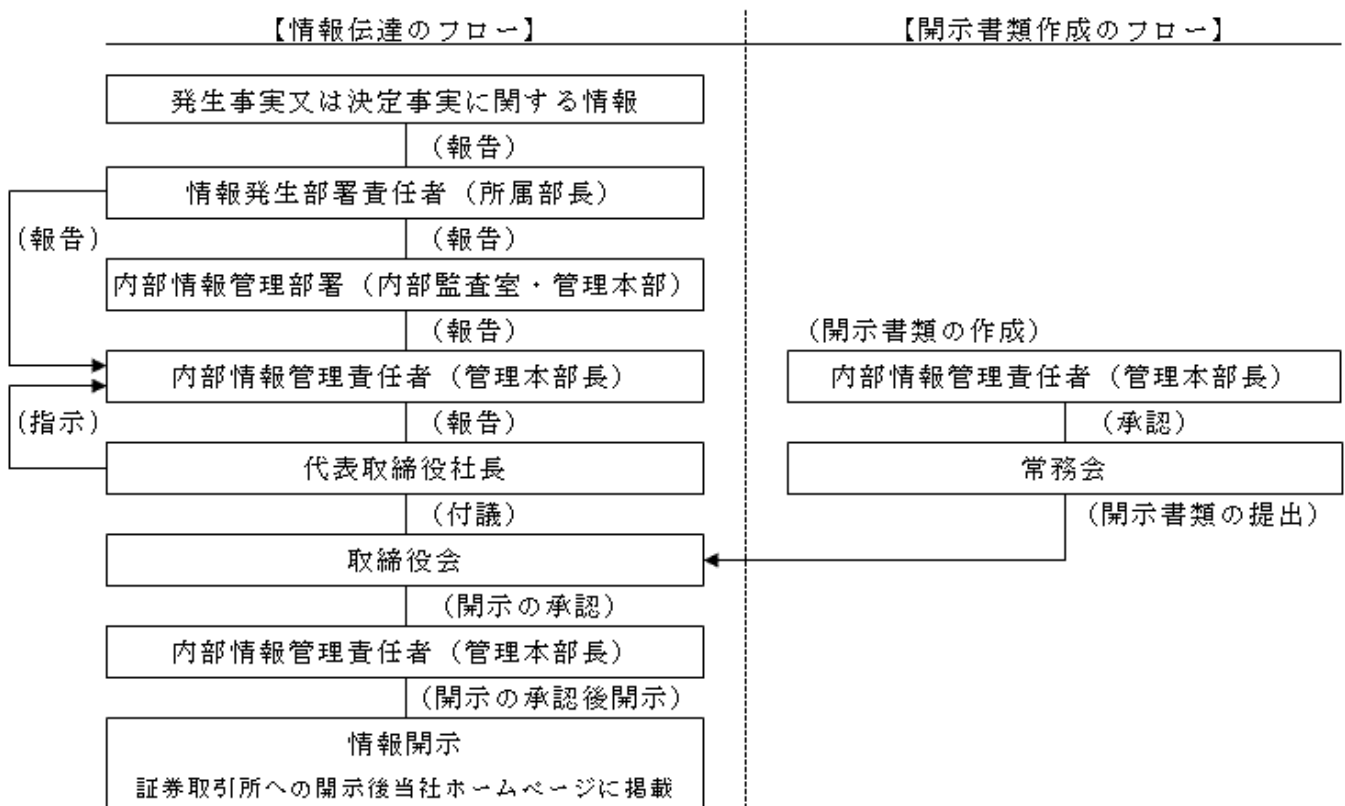
当該事実が発生した場合は、発生部門長より速やかに情報取扱責任者に報告がなされ、直ちに情報開示担当部門が開示の必要性を検討する。

開示が必要な場合は、情報取扱責任者が代表取締役社長の承認を得て遅滞なく開示の手続きを行う。

(3) 「決算」に関する事項

情報取扱責任者のもと、情報開示担当部門が決算開示資料を作成し、代表取締役社長に報告した後、取締役会の承認を得て速やかに開示手続きを行う。

当社の適時開示に係る体制は次のとおりであります。



模式図（参考資料）

当社のコーポレート・ガバナンスの体制は次のとおりであります。

